

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、20歳過ぎから国民年金保険料をまじめに納付してきたが、昭和55年4月から56年3月までの期間が未納となっている。自宅や職場へ未納通知が届いた記憶もなく、当時一緒に納付していた母親や同僚は納付済となっているのに、私の当該期間の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人が一緒に納付していたとする申立人の母親や同僚については、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済となっており、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められないこと、申立人は保険料の納付を督促する通知や国民年金指導員の訪問による納付勧奨を受けた記憶はないとしていることなどから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、共済組合に加入している夫から、いざという時のために国民年金保険料を納付するように言われたので、国民年金に任意加入し保険料を欠かすことなく納めてきた。申立期間の保険料は、前納割引制度を利用してまとめて納付しており、国民年金手帳の保険料納付記録の欄には、私が当該期間の保険料を納付したことを示す記載もあるので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、昭和50年1月に国民年金に加入し、51年4月の婚姻時から61年4月に第3号被保険者制度が開始されるまでの間、任意加入を継続しており、国民年金加入期間について、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後における3度の転居に伴う国民年金の住所変更届も適切に行っているなど、申立人は国民年金制度に対する理解も深く、同保険料の納付意識も高かったものと考えられる。

また、申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人が所持する国民年金手帳の保険料納付記録欄には、申立期間を含む昭和57年度から60年度までの期間について、各年度に国民年金保険料が一括納付されたことを示す記載があり、さらに、申立人夫婦は「申立期間の前後を通じて一定の収入があり、申立期間の保険料を納付する資力はあった」と述べているなど、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料をA事業所の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、A事業所の事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月31日から48年6月1日まで

私は、A事業所が出店していたB事業所のC売場で、昭和47年6月1日から48年6月1日までの期間に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の加入記録がA事業所に係る記録として、47年6月1日から同年7月31日までの1か月である旨の回答を得た。

しかし、私の記憶では、A事業所が出店していたB事業所のC売場には1年近くは勤務していたはずであるので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主が保管している従業員名簿により、申立人は昭和47年6月1日から同年7月31日までの期間において同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。また、同事業所によると、「従業員名簿で確認できる勤務期間に応じて、当該期間の厚生年金保険料を控除していたと思う」との証言をしている。これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、47年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を同事業所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、申立期間を含む1年近く、A事業所が出店していたB事業所のC売場で勤務していたと申し立てているが、i) A事業所が保管している「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記録によれば、申立人の資格取得年月日は、当初、昭和46年10月31日と

記載されていたが、後に47年6月1日に訂正されていること、ii) A事業所の総支配人は、「当初からB事業所で勤務していたA事業所の従業員は、同事業所が出店していたB事業所のC売場で勤務するようになった場合でも、身分はB事業所の従業員のみであり、A事業所の社員となることはなかった」と証言しており、申立人は46年10月31日から47年5月15日までB事業所での厚生年金保険の加入記録があること、iii) 複数の同僚は、「勤務時期は不明であるが、1年くらいは勤務していた」との証言をしていることから、申立人が「1年近くは勤務していたはずである」とする期間は主としてB事業所の加入期間であったものと推認される。

また、昭和47年7月31日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額は、同年6月の社会保険庁のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所の事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月20日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の県外A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から31年10月1日まで
(A社)
② 昭和42年1月20日から同年2月1日まで
(A社)
③ 昭和55年6月1日から57年4月10日まで
(B社)
④ 昭和58年2月23日から同年9月19日まで
(B社)
⑤ 昭和58年10月21日から59年10月まで
(B社)

私は、昭和30年にA社に入社した記憶があり、申立期間の①及び②を含む54年3月に退職するまでの間、一度も退職や休職したことはない。

また、B社においては、給与明細書や同社からの入金記録のある普通預金通帳があるので、申立期間の③、④及び⑤において同社に勤務していたことは間違いない。しかし、社会保険事務所から申立期間の①、②、③、④及び⑤について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間の①及び②については県外A社、申立期間の③、④及び⑤についてはB社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の②については、県外A社に照会した結果、「申立人が退職した等の事実も認められず、都度手続を行っていたものと思われる」等の同社の回答を得たほか、同社が保管している「昭和46年度永年勤続者リスト」及び同時期に入社したとされる同僚複数名の厚生年金保険の加入記録から、申立人は、県外A社に継続して勤務し（昭和42年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の②の標準報酬月額については、昭和41年12月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。加えて、政府の同保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、A社に係る申立期間の①については、雇用保険の記録から申立人が昭和30年5月から同社に勤務していたものと認められるが、同時期に入社したとする同僚複数名の証言によると、「当時、同社の従業員は、入社後一定期間は臨時社員の身分であり、その後正社員となった。」としており、同僚複数名の厚生年金保険の資格取得日は申立人と同じ昭和31年10月1日であることが確認できることから、同社は雇入れと同時に厚生年金保険に加入させることはしておらず、その後の正社員登用時に厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

次に、C社に係る申立期間の③、④及び⑤については、社会保険庁が保管している被保険者職歴回答票をみると、当該申立期間における被保険者整理番号に欠番はなく連続しており、申立人の名前は見当たらない。

また、申立期間の③、④及び⑤については、i) 当時の同僚複数名の証言によると「申立人は完全歩合制のバイザー（販売業務委託）職であった。」と証言しており、ii) 同職にある者は「厚生年金保険に加入していなかったものと思われる。」と述べているほか、iii) C社の説明によれば「販売業務委託制度については約35年以上前（昭和49年以前）から完全歩合制の制度があり、正規雇用とは異なる就業形態であった。」と回答している。

さらに、申立期間の③、④及び⑤については、申立人が提出した申立人名義の普通預金通帳に当該申立期間においてC社からの振込記録が複数あるものの、i) 入金額の端数の金額からみて、厚生年金保険料を控除されていたものとは考えにくい、ii) 同じ月に同社からの複数回の振込があるなど、通常の正規雇用の給与支払い金額とは考えにくい。

このほか、申立期間の①、③、④及び⑤の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の①、③、④及び⑤において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月から61年11月まで

私は、昭和60年8月に県外の会社を退職した後、A市役所の年金担当者に「国民年金への加入は義務だ」と指導され、加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと記憶している。求職中に保険料を納付するのは大変であったが、失業手当と退職金の中から保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その金額、納付時期及び納付場所等に関する記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和60年8月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、手続きを行ったと述べているが、申立人が現在保有している国民年金手帳記号番号は、同人が最初に厚生年金保険に加入した54年4月に払い出された厚生年金被保険者番号と同一である上、当時申立人に交付されたと認められる年金手帳には、同番号を除き国民年金手帳記号番号が払い出されたことを示す記載は見当たらず、申立人自身も同手帳以外に年金手帳を交付された記憶は無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す預金通帳、確定申告書、家計簿等の関連資料は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 200

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から 14 年 8 月 31 日まで
私がA事業所に勤めていた昭和 58 年 8 月 1 日から平成 14 年 8 月 31 日までの期間のうち、平成 13 年 1 月から 14 年 8 月までの標準報酬月額が 10 万 4,000 円となっているが、私の提出した給与明細書に記載されているとおりの私の給与は 20 万円であり、標準報酬月額を給与明細書のおりにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成 8 年 7 月から 14 年 8 月 31 日までの間、A事業所の代表社員であったことが法務局の法人登記簿により確認できる。

また、A事業所については、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、i)平成 14 年 8 月 31 日付けで解散により厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii)その後、14 年 9 月 11 日付けで、申立人を含む従業員すべての標準報酬月額が 13 年 1 月 1 日にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当時、代表社員である上、i)社会保険事務所に標準報酬月額訂正届が提出された直後の平成 14 年 9 月 24 日に、政府管掌健康保険の任意継続に加入していることが確認でき、ii)社会保険事務所が同健康保険の任意継続の加入者に対して行っている標準報酬月額の通知を受けたものと推認できることなど、13 年 1 月に遡及訂正された標準報酬月額のことを承知していたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、A事業所は申立期間において滞納しており、平成 14 年 4 月から休眠状態となっていることが確認でき、通常であれば、同事業所が適用事業所でなくなった年月日は、同事業所が休眠状態となった同年 4 月 25 日以降の直近の時期となるものと考えられるが、実際の同年月日は同年 8 月 31 日となっていることから、政府管掌健康

保険の制度上、同事業所の解散後 20 日以内に申請する必要がある同保険の任意継続の申請期限に間に合わせるために、同事業所が適用事業所でなくなった年月日を 14 年 8 月 31 日としたものであると推測される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は A 事業所の代表社員として自らの標準報酬月額に係る遡及訂正に同意しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。